



第5章

推進方策

- 1 推進体制62
- 2 進行管理64

第5章 推進方策

1 推進体制

戦略の目標達成に向けては、府が中心となって各種施策を推進しますが、取組をより効果的に進めていくためには、国、市町村、府民、NPO、企業、大学・研究機関といった様々な主体と連携・協働していくことが重要です。

本戦略の推進にあたり、それぞれの主体に期待される役割を示します。

(1)府の役割

各主体が人間と自然の関わりについて正しく理解し、適切な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組が自主的に行われるよう、その目標、施策の方向、役割などを示すとともに、各種の制度や社会資本の整備、生物多様性に関する情報の提供など、取組の推進に必要な基盤づくりを行います。

なお、施策の推進にあたり、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会、希少野生生物保全専門委員会などから助言、評価を受けるものとします。

- ・生物多様性の社会への浸透に向けた、幅広い層が親しめるような啓発活動や環境教育・学習活動や保全活動の推進
- ・自然公園等の重要地域の保全・回復
- ・生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化、農山漁村の振興
- ・森里川海の生態系ネットワークの維持・形成に向けた取組
- ・生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査・情報収集、情報共有の推進 など

(2)市町村の役割

地域の特性を踏まえた生物多様性保全施策を住民や企業と一体となって推進するとともに、住民や企業の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

- ・市町村版生物多様性地域戦略の策定や、森里川海の連環の視点を取り入れた土地利用計画の策定など、地域特性に応じた取組の推進
- ・自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進
- ・里山の整備や湿原の保全、希少野生動植物の保護等に取り組む住民やNPO等との協働 など

(3)府民の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一人ひとりが認識して行動するとともに、生物多様性への負荷の少ない生活様式の実現に向けて自主的に行動すること、生物多様性を豊かにする活動へ積極的に取り組むことが期待されます。

- ・ 環境学習や自然観察会への参加
- ・ 生物多様性の保全活動や府民参加型の調査への協力
- ・ 家庭や地域における幼い頃から子どもが身近な自然や生きものに親しむ機会づくり
- ・ 持続可能な原料の調達や再生材の利用など、生物多様性に配慮された商品の選択と購入
- ・ 上記の行動等を通じた生物多様性に対する意識の高揚、生物多様性を豊かにする取組への主体的な参画 など

(4)NPOの役割

様々な環境問題を解決するために、地域における各主体の連携・協働の必要性が高まっている今日において、NPOには、そうした連携、協働の調整を図り、地域的な広がりのある生物多様性の保全活動を推進していくことが期待されます。

- ・ 地域特性に応じた生物多様性を保全するための様々な活動の実践
- ・ 地域、学校、企業が行う自然環境保全活動や環境学習活動などへの助言・指導・協力
- ・ 大人から子どもまで幅広い参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくり
- ・ 幅広い分野の環境活動団体との連携や、行政機関、大学などとの協働による活動の展開 など

(5)企業の役割

企業は、その事業活動が社会経済活動の中で大きな位置を占め、環境に深く関わっているという認識のもと、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、生物多様性保全に対する社会的責任を果たすことが期待されます。また、地域社会の一員として地域の保全活動へ積極的に参画することや、従業員が活動に参加しやすい職場環境づくりに取り組むことも、企業の社会的責任（CSR）として期待されます。

- ・ 社会貢献活動を通じた森林や里山などにおける生物多様性の保全
- ・ 保有している土地や工場などにおける生物多様性の保全
- ・ 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売 など

(6) 大学・研究機関の役割

大学・研究機関は、生物多様性に関する状況を的確に把握するための調査及び研究、得られた成果の社会への還元、生物多様性の保全に資する技術の開発、生物多様性に関する知識の普及や研究者の育成などを推進することが期待されます。

- ・地域のニーズに応じた研究活動の実施、研究成果の還元のための報告会の開催などアウトリーチ活動
- ・大学・研究機関の所有する土地における生物多様性の保全、地域の活動への参加
- ・各主体の取組への助言や協力
- ・学校への出前授業や環境学習 など

2 進行管理

(1) 数値目標

以下に各行動計画に係る目標を示します。目標を設定する事項は、リーディングプロジェクトなど、重点的に取り組むものを中心に選定しています。

なお、数値目標は、概ね5年ごとに戦略の進捗状況を検証する際に、必要に応じた見直しを行うこととします。

	事 項	現 状	目標または目標年
【森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全】			
01	生息地等保全地区の指定数	1 (平成 29 年)	5 (平成 34 年)
02	条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	25 (平成 29 年)	30 (平成 34 年)
03	スチュワードシップの中心となる登録団体の数	9 (平成 29 年)	15 (平成 34 年)
04	自然環境保全京都府ネットワークの会員 (団体・個人) 数	28 (平成 29 年)	50 (平成 34 年)
05	「『環』の公共事業行動計画」ガイドラインの改訂	—	平成 32 年
06	「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱者数	29 人 (平成 29 年)	60 人 (平成 34 年)
07	京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	—	5 種 (平成 39 年)

	事 項	現 状	目標または目標年
【人の積極的な関与による里地域の再生】			
08	「第一種特定鳥獣保護計画」(京都府、平成 29 年策定) より		
	ツキノワグマ：人身被害の未然防止、地域住民の精神的不安の軽減、農林業被害の軽減、個体群の安定的維持	人家周辺の誘因物除去 下草・藪刈払い 電柵の設置 等	人身被害回避(緊急捕獲) 生活環境被害(予察捕獲) 加害個体の除去・捕獲 (果樹・養蜂・クマ剥ぎ)
	「第二種特定鳥獣管理計画」(京都府、平成 29 年策定) より		
	ニホンジカ：生息頭数	91,000 (平成 27 年)	45,000 (平成 33 年)
	イノシシ：農作物被害額	1 億 4 千万円 (平成 27 年)	7 千万円 (平成 33 年)
	ニホンザル：個体数調整を実施する群の数	14 群 (平成 28 年)	20 群 (平成 33 年)
09	ビジターセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイズユース来訪者数の増加	1,289 万人 (平成 27 年)	1,600 万人 (平成 39 年)
10	農業振興地域の農用地における再生可能な耕作放棄地面積(「明日の京都」より)	516 ha (平成 24 年)	0 ha (平成 32 年)
【早期対策による外来生物の脅威の排除】			
11	特定外来生物バスターズ(仮称)の結成	—	平成 30 年
12	特定外来生物バスターズ(仮称)による侵入・定着防止対象種数	—	5 種 (平成 34 年)
13	外来種データブックの改訂	—	平成 30 年
14	「外来種」または「外来生物」の認知度(言葉の意味を知っている)	58.9% (平成 26 年 環境省調べ、全国)	80% (平成 34 年)
【生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成】			
15	生物多様性センター(仮称)の設置	—	平成 32 年
16	「京都いきもの検定(仮称)」の受験者数	—	のべ 1,000 人 (平成 34 年)
17	「生物多様性」の認知度(言葉の意味を知っているまたは聞いたことがある)	70.4% (平成 28 年 環境省調べ、全国)	80% (平成 34 年)
18	「山陰海岸ジオパーク」の認知度(行ったことがあるまたは聞いたことがある)	64.1% (平成 27 年)	80% (平成 34 年)

(2)達成状況について

戦略の達成状況については、定期的に京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会及び希少野生生物保全専門委員会に報告し、助言や評価を受け、京都府環境白書や府のウェブサイトにおいて公表します。